

別添
必要図書(耐震性)

証明書種別	建物種別	必要図書※1	確認内容				
			基準	設計図書等	現場検査(時期)		
住宅性能証明書	住宅の新築	構造	耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)2以上又は免震建築物	設計図書等により計算方法及び耐震性能に関する基準等との照合	目視、計測等により設計図書どおりかの確認(構造躯体の完了時)。ただし、本業務開始時点で既に工事が完了している場合等には下記によることも可能(竣工時)。		
		付近見取図					
		仕上表・仕様書					
		設計内容説明書					
		平面図					
		立面図					
	新築住宅の取得	矩計図等					
		基礎伏図					
		各階床伏図					
		構造計算書					
		付近見取図					
		仕上表・仕様書					
既存(中古)住宅の取得	通常(下記以外)	設計内容説明書	建設住宅性能評価書の耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)が2以上であること若しくは免震建築物であることの確認、又は、フラット35S適合証明書の適用基準が耐震性であることの確認	目視又は計測により劣化事象等(免震層への阻害物設置等を含む)が認められないことを確認(現況)			
		平面図					
		立面図					
		矩計図等					
		基礎伏図					
		各階床伏図					
	新築時に建設住宅性能評価書又はフラット35S適合証明書を取得している住宅	構造計算書			建設住宅性能評価書の耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)が2以上であること若しくは免震建築物であることの確認、又は、フラット35S適合証明書の適用基準が耐震性であることの確認	新築時の建設された状態から変更がないことを確認(現況)	
		付近見取図					
		仕上表・仕様書					
		平面図					
		立面図					
		矩計図等					
住宅の増改築等※3	基礎伏図	改修に係る設計図書等により計算方法及び耐震性能に関する基準等との照合	目視又は計測により劣化事象等(免震層への阻害物設置等を含む)が認められないことを確認(構造躯体の完了時)				
	各階床伏図						
	構造計算書						
	付近見取図						
	仕上表・仕様書						
	設計内容説明書						
増改築等工事証明書第8号工事(非課税限度額500万円加算)※4	住宅の増改築等※3			平面図	リフォーム工事が該当する工事のそれぞれの要件を満たしているかを設計図書や改修前後の写真等で確認	工事請負契約書の写し及び工事前後の写真がない場合に現場検査を行い確認(現況)	
				立面図			
				矩計図等			
				基礎伏図			
				各階床伏図			
				構造計算書			
	住宅の増改築等※3	登記事項証明書	租税特別措置法施行令第40条の4の2第4項第1～7号工事※4	リフォーム工事が該当する工事のそれぞれの要件を満たしているかを設計図書や改修前後の写真等で確認			工事請負契約書の写し及び工事前後の写真がない場合に現場検査を行い確認(現況)
		工事請負契約書					
		領収証					
		工事前後の写真					
		設計図書等					
		案内図					

※1 申請書、委任状の様式は弊社ホームページからダウンロードしてください。また、上記以外にも必要図書等を提出していただく場合があります。

※2 性能評価又は適合証明を行った設計図書等を含みます。

※3 増改築等の場合は改修前と改修部位の設計図書等が必要になります。

※4 増改築等工事の区分は下記によります。

- 第1号工事: 増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替
- 第2号工事: 区分所有する部分の床(主要構造部である床)等の過半について行う修繕又は模様替(第1号工事以外のもの)
- 第3号工事: 居室、調理室、浴室、便所等の一室の床又は壁の全部について行う修繕又は模様替(第1号・第2号工事以外のもの)
- 第4号工事: 現行の耐震基準に適合させるための修繕又は模様替(第1号・第2号・第3号工事以外のもの)
- 第5号工事: 高齢者等が自立した日常生活を営むのに必要な構造及び設備の基準に適合させるための修繕又は模様替(第1号・第2号・第3号・及び第4号工事以外のもの)
- 第6号工事: エネルギーの使用の合理化に資する修繕又は模様替(第1号・第2号・第3号・第4号及び第5号工事以外のもの)
- 第7号工事: 給水管、排水管又は雨水の浸入を防止する部分に係る修繕又は模様替(当該家屋の瑕疵を担保すべき責任の履行に関し国土交通大臣が財務大臣と協議して定める保証保険契約が締結されているものに限り、第1号・第2号・第3号・第4号・第5号及び第6号工事以外のもの)
- 第8号工事: エネルギーの使用の合理化に著しく資する住宅用の家屋又は大規模な地震に対する安全性を有する住宅用の家屋として国土交通大臣が財務大臣と協議して定める基準に適合させるための修繕又は模様替(第1号～第7号工事以外のもの)

別添
必要図書(省エネルギー性)

証明書種別	建物種別		必要図書※1	確認内容			
				基準	設計図書等	現場検査(時期)	
住宅性能証明書	住宅の新築		付近見取図	断熱等性能等級4又は一次エネルギー消費量等級4以上	設計図書等により躯体及び開口部の断熱性能、結露の発生防止対策又は一次エネルギー消費量の基準との照合	目視、計測等により設計図書どおりかの確認(断熱材施工完了時)。ただし、本業務開始時点で既に工事が完了している場合等には下記によることも可能(竣工時)。	
			仕上表・仕様書				
			設計内容説明書				
			平面図				
			立面図				
			矩計図等				
	新築住宅の取得		付近見取図				
			仕上表・仕様書				
			設計内容説明書				
			平面図				
			立面図				
			矩計図等				
住宅性能証明書	既存(中古)住宅の取得	通常(下記以外)	付近見取図	断熱等性能等級4又は一次エネルギー消費量等級4以上に同程度	設計図書等により躯体及び開口部の断熱性能、結露の発生防止対策又は一次エネルギー消費量の基準との照合	小屋裏点検口、各居室のスイッチ・コンセント等から断熱材の設置を確認(現況)	
			仕上表・仕様書				
			設計内容説明書				
			平面図				
			立面図				
			矩計図等				
	新築時に建設住宅性能評価書又はフラット35S適合証明書を取得している住宅	新築時に建設住宅性能評価書又はフラット35S適合証明書を取得している住宅	付近見取図		建設住宅性能評価書の断熱等性能等級が4以上又は一次エネルギー消費量等級が4以上であること又はフラット35S適合証明書の適用基準が省エネルギー性であることの確認	建設住宅性能評価書の断熱等性能等級が4以上又は一次エネルギー消費量等級が4以上であること又はフラット35S適合証明書の適用基準が省エネルギー性であることの確認	新築時の建設された状態から変更がないことを確認(現況)
			仕上表・仕様書				
			設計内容説明書				
			平面図				
			立面図				
			矩計図等				
住宅の増改築等※3		住宅の増改築等※3	付近見取図	改修前と改修後の設計図書等により躯体及び開口部の断熱性能、結露の発生防止対策又は一次エネルギー消費量の基準との照合	目視、計測等により設計図書どおりかの確認(断熱材施工完了時)		
			仕上表・仕様書				
			設計内容説明書				
			平面図				
			立面図				
			矩計図等				
増改築等工事証明書第8号工事(非課税限度額500万円加算)※4	住宅の増改築等※3		付近見取図			改修前と改修後の設計図書等により躯体及び開口部の断熱性能、結露の発生防止対策又は一次エネルギー消費量の基準との照合	目視、計測等により設計図書どおりかの確認(断熱材施工完了時)
			仕上表・仕様書				
			設計内容説明書				
			平面図				
			立面図				
			矩計図等				
増改築等工事証明書第1号～第7号工事(非課税限度額500万円加算なし)※4	住宅の増改築等※3		登記事項証明書	租税特別措置法施行令第40条の4の2第4項第1～7号工事※4	リフォーム工事が該当する工事のそれぞれの要件を満たしているかを設計図書や改修前後の写真等で確認		
			工事請負契約書				
			領収証				
			工事前後の写真				
			設計図書等				
			案内図				

※1 申請書、委任状の様式は弊社ホームページからダウンロードしてください。また、上記以外にも必要図書等を提出していただく場合があります。

※2 性能評価又は適合証明を行った設計図書等を含みます。

※3 増改築等の場合は改修前と改修部位の設計図書等が必要になります。

※4 増改築等工事の区分は下記によります。

- 第1号工事： 増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替
- 第2号工事： 区分所有する部分の床(主要構造部である床)等の過半について行う修繕又は模様替(第1号工事以外のもの)
- 第3号工事： 居室、調理室、浴室、便所等の一室の床又は壁の全部について行う修繕又は模様替(第1号・第2号工事以外のもの)
- 第4号工事： 現行の耐震基準に適合させるための修繕又は模様替(第1号・第2号・第3号工事以外のもの)
- 第5号工事： 高齢者等が自立した日常生活を営むのに必要な構造及び設備の基準に適合させるための修繕又は模様替(第1号・第2号・第3号及び第4号工事以外のもの)
- 第6号工事： エネルギーの使用の合理化に資する修繕又は模様替(第1号・第2号・第3号・第4号及び第5号工事以外のもの)
- 第7号工事： 給水管、排水管又は雨水の浸入を防止する部分に係る修繕又は模様替(当該家屋の瑕疵を担保すべき責任の履行に関し国土交通大臣が財務大臣と協議して定める保証保険契約が締結されているものに限り、第1号・第2号・第3号・第4号・第5号及び第6号工事以外のもの)
- 第8号工事： エネルギーの使用の合理化に著しく資する住宅用の家屋又は大規模な地震に対する安全性を有する住宅用の家屋として国土交通大臣が財務大臣と協議して定める基準に適合させるための修繕又は模様替(第1号～第7号工事以外のもの)

別添
必要図書(バリアフリー性)

証明書種別	建物種別		必要図書※1	確認内容		
				基準	設計図書等	現場検査(時期)
住宅性能証明書	住宅の新築		付近見取図	高齢者等配慮 対策等級(専 用部分)3以 上	設計図書等により部屋の 配置、段差、階段、手すり、 通路の幅、寝室、便所及び 浴室の基準との照合	目視、計測等により設計図書 どおりかの確認(下張りの直 前の工事の完了時)。ただし、 本業務開始時点で既に工事 が完了している場合等には下 記によることも可能(竣工 時)。
			仕上表・仕様書			
			設計内容説明書			
			平面図			
			立面図			
			矩計図等			
	新築住宅の取得		付近見取図			
			仕上表・仕様書			
			設計内容説明書			
			平面図			
			立面図			
			矩計図等			
既存(中古)住 宅の取得		付近見取図	高齢者等配慮 対策等級(専 用部分)3以 上(既存住宅 に係る住宅性 能表示基準)	設計図書等により部屋の 配置、段差、階段、手すり、 通路の幅、寝室、便所及び 浴室の基準との照合	目視又は計測により劣化 事象等が認められないこと の確認	
		仕上表・仕様書				
		設計内容説明書				
		平面図				
		立面図				
		矩計図等				
通常(下記以 外)		付近見取図				
		仕上表・仕様書				
		設計内容説明書				
		平面図				
		立面図				
		矩計図等				
新築時に建設 住宅性能評価 書又はフラット 35S適合証明 書を取得して いる住宅		付近見取図	建設住宅性能評価書の高 齢者等配慮対策等級(専 用部分)3以上であること 又はフラット35S適合証明 書の適用基準がバリアフリー 性であることの確認	建設住宅性能評価書の高 齢者等配慮対策等級(専 用部分)3以上であること 又はフラット35S適合証明 書の適用基準がバリアフリー 性であることの確認	新築時の建設された状態 から変更がないことを確認 (現況)	
		仕上表・仕様書				
		設計内容説明書				
		平面図				
		立面図				
		矩計図等				
住宅の増改築等※3		付近見取図	改修前と改修後の設計図 書等により部屋の配置、段 差、階段、手すり、通路の 幅、寝室、便所及び浴室の 基準との照合	改修前と改修後の設計図 書等により部屋の配置、段 差、階段、手すり、通路の 幅、寝室、便所及び浴室の 基準との照合	目視又は計測により劣化 事象等が認められないこと の確認	
		仕上表・仕様書				
		設計内容説明書				
		平面図				
		立面図				
		矩計図等				
増改築等工事証明 書第8号工事(非課 税限度額500万円加 算)※4	住宅の増改築等※3		付近見取図	租税特別措置 法施行令第40 条の4の2第4 項第1～7号工 事※4	リフォーム工事が該当する工 事のそれぞれの要件を満 たしているかを設計図書や 改修前後の写真等で確認	工事請負契約書の写し及 び工事前後の写真がない 場合に現場検査を行い確 認(現況)
			仕上表・仕様書			
			設計内容説明書			
			平面図			
			立面図			
			矩計図等			
増改築等工事証明 書第1号～第7号工 事(非課税限度額 500万円加算なし) ※4	住宅の増改築等※3		登記事項証明書	租税特別措置 法施行令第40 条の4の2第4 項第1～7号工 事※4	リフォーム工事が該当する工 事のそれぞれの要件を満 たしているかを設計図書や 改修前後の写真等で確認	工事請負契約書の写し及 び工事前後の写真がない 場合に現場検査を行い確 認(現況)
			工事請負契約書			
			領収証			
			工事前後の写真			
			設計図書等			
			案内図			

※1 申請書、委任状の様式は弊社ホームページからダウンロードしてください。また、上記以外にも必要図書等を提出していただく場合があります。

※2 性能評価又は適合証明を行った設計図書等を含みます。

※3 増改築等の場合は改修前と改修部位の設計図書等が必要になります。

※4 増改築等工事の区分は下記によります。

- 第1号工事： 増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替
- 第2号工事： 区分所有する部分の床(主要構造部である床)等の過半について行う修繕又は模様替(第1号工事以外のもの)
- 第3号工事： 居室、調理室、浴室、便所等の一室の床又は壁の全部について行う修繕又は模様替(第1号・第2号工事以外のもの)
- 第4号工事： 現行の耐震基準に適合させるための修繕又は模様替(第1号・第2号・第3号工事以外のもの)
- 第5号工事： 高齢者等が自立した日常生活を営むのに必要な構造及び設備の基準に適合させるための修繕又は模様替(第1号・第2号・第3号及び第4号工事以外のもの)
- 第6号工事： エネルギーの使用の合理化に資する修繕又は模様替(第1号・第2号・第3号・第4号及び第5号工事以外のもの)
- 第7号工事： 給水管、排水管又は雨水の浸入を防止する部分に係る修繕又は模様替(当該家屋の瑕疵を担保すべき責任の履行に関し国土交通大臣が財務大臣と協議して定める保証保険契約が締結されているものに限り、第1号・第2号・第3号・第4号・第5号及び第6号工事以外のもの)
- 第8号工事： エネルギーの使用の合理化に著しく資する住宅用の家屋又は大規模な地震に対する安全性を有する住宅用の家屋として国土交通大臣が財務大臣と協議して定める基準に適合させるための修繕又は模様替(第1号～第7号工事以外のもの)